

南山大学大学院学則

第1章 総 則

第1条 本学大学院は本大学学部における教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論および応用を研究し、その深奥を究めるとともにキリスト教世界観に基づき、人間の尊厳を尊重かつ推進し、もって文化の進展と人類の福祉に寄与する人材を育成することを目的とする。

② 研究科または専攻ごとの人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的については、別に定める。

第1条の2 本学大学院は教育研究水準の向上を図り、その目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自己点検および評価を実施するものとする。

② 自己点検および評価の実施体制ならびに方法については、別に定める。

第2条 本学大学院に博士課程、修士課程および専門職学位課程を置く。

② 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

③ 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または、高度の専門性を要する職業に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

④ 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培うことを目的とする。このうち専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とするものを置く専門職大学院は、当該課程に関し、法科大学院とする。

第3条 博士課程の標準修業年限は、5年とする。

② 博士課程は、これを前期2年および後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

③ 削 除

④ 社会科学研究科博士前期課程において、長期在学を希望して入学した者の標準修業年限は、3年とする。

第3条の2 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

第3条の3 法科大学院の標準修業年限は、3年とする。ただし、長期在学を希望して入学してきた者の標準修業年限は、4年とする。

第3条の4 削 除

第4条 本学大学院に、次の表の左欄に掲げる研究科を置き、それぞれの研究科に同表の中欄に掲げる専攻を置く。

② 各研究科の修士課程、博士課程および専門職学位課程の別は、次の表右欄に掲げるとおりとする。

研究科名	専 攻 名	研究科の修士課程・博士課程・専門職学位課程の別
	キリスト教思想専攻	博士前期課程
	宗教思想専攻	博士後期課程

第1部 大学院学則

人間文化研究科	人類学専攻	博士課程
	教育ファシリテーション専攻	修士課程
	言語科学専攻	博士課程
国際地域文化研究科	国際地域文化専攻	博士課程
社会科学研究科	経済学専攻	博士課程
	経営学専攻	博士課程
	総合政策学専攻	博士課程
理工学研究科	システム数理専攻	博士課程
	ソフトウェア工学専攻	博士課程
	機械電子制御工学専攻	博士課程
法務研究科	法務専攻	専門職学位課程

第5条 各研究科の学生定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程		博士課程				専門職学位課程		合計
		入学定員	収容定員	前期		後期		入学定員	収容定員	
				入学定員	収容定員	入学定員	収容定員			
人間文化研究科	キリスト教思想専攻			8	16					16
	宗教思想専攻					3	9			9
	人類学専攻			8	16	3	9			25
	教育ファシリテーション専攻	10	20							20
	言語科学専攻			12	24	4	12			36
	計	10	20	28	56	10	30			106
国際地域文化研究科	国際地域文化専攻			20	40	3	9			49
社会科学研究科	経済学専攻			7	14	3	9			23
	経営学専攻			7	14	3	9			23
	総合政策学専攻			7	14	3	9			23
	計			21	42	9	27			69
理工学研究科	システム数理専攻			18	36	2	6			42
	ソフトウェア工学専攻			18	36	2	6			42
	機械電子制御工学専攻			18	36	2	6			42
	計			54	108	6	18			126
法務研究科	法務専攻							20	60	60
合計		10	20	123	246	28	84	20	60	410

第6条 削除

第2章 教員組織

第7条 本学大学院の授業科目の授業および学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）は、本大学教授がこれを担当する。ただし、必要がある場合には、教授相当の学力を有する准教授または講師をもって充当することができる。

第8条 本学大学院に大学院委員会を、各研究科に研究科委員会を置く。

第9条 大学院委員会は次の事項を審議する。

- 1 各研究科間の連絡調整に関する事項
- 2 大学院学則および諸規程の制定改廃に関する事項
- 3 研究科または専攻の設置および廃止に関する事項
- 4 その他大学院に関する重要事項

第10条 大学院委員会は学長、副学長、各研究科長および各専攻主任をもって組織する。

第11条 大学院委員会は学長が招集し、その議長となる。

第12条 大学院委員会は委員総数の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

- ② 大学院委員会の議事は別に定めるもののほかは出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第13条 研究科には研究科長を置く。

第14条 研究科委員会は次の事項を審議する。

- 1 教授、准教授および講師の授業科目担当に関する事項
- 2 教育課程に関する事項
- 3 学生の入学、休学、退学等に関する事項
- 4 成績評価および学位試験に関する事項
- 5 学生の賞罰に関する事項
- 6 その他当該研究科の教育および研究ならびに運営に関する事項

第15条 研究科委員会は当該研究科の授業科目を担当する教授のうち、研究科長の推薦により、学長の任命した委員をもって組織する。ただし、同様の手続により准教授を加えることができる。

第16条 各研究科の専攻別に主任を置く。各専攻主任は、その専攻に属する授業科目を担当する専任教授の互選により任命され、専攻に関する事務を処理する。

- ② 主任の任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。

第17条 研究科委員会の議事手続は各研究科委員会が定める。

第3章 学年・学期・休業日

第18条 本学大学院の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第18条の2 1年間の授業を行う期間は、原則として、定期試験等の期間を含め35週にわたることとする。

第19条 専門職学位課程については、学年は次の2学期とする。

- 春学期 4月1日より9月15日まで
秋学期 9月16日より翌年3月31日まで

- ② 博士課程および修士課程については、学年をわけて次の2学期4クォーターとする。

- 春学期 4月1日より9月15日まで
第1クォーター 4月1日より6月5日まで
第2クォーター 6月6日より9月15日まで
秋学期 9月16日より翌年3月31日まで
第3クォーター 9月16日より11月15日まで
第4クォーター 11月16日より翌年3月31日まで

第20条 本学大学院の休業日は次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

創立記念日（5月26日）

春期休業日 3月5日より3月25日まで

夏期休業日 7月20日より9月19日まで

冬期休業日 12月24日より翌年1月7日まで

臨時休業日はその都度これを定める。

② 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。

第4章 教育課程

第21条 各授業科目の単位数は、次の基準によって計算する。

- 1 講義については、1時間の講義に対し、教室外における2時間の準備のための学修を必要とすることを考慮して、1時間15回をもって1単位とする。
- 2 演習については、2時間の演習に対し、教室外における1時間の準備のための学修を必要とすることを考慮して、2時間15回をもって1単位とする。ただし、1時間の演習に対して教室外における2時間の準備のための学修を必要とする場合は、1時間15回をもって1単位とすることができる。

第1節 人間文化研究科

第22条 人間文化研究科キリスト教思想専攻における博士前期課程の授業科目ならびにその単位数は別表第1の1のとおりとする。

第23条 人間文化研究科キリスト教思想専攻における博士前期課程の履修方法は次のとおりとする。

- 1 学生は入学後所定の期間内にその主たる領域を決定し、指導教授を選び、研究一般についてその指導に従うものとする。
- 2 博士前期課程の必要修得単位数は30単位とし、研究指導8単位を必修とする。
- 3 主たる領域から10単位、他の領域から4単位を修得するほか、研究科共通科目のうちから2科目4単位および専門外国語科目のうちから1科目4単位を必修選択科目として修得しなければならない。

第24条 人間文化研究科宗教思想専攻における博士後期課程の授業科目ならびにその単位数は別表第1の2のとおりとする。

第25条 人間文化研究科宗教思想専攻における博士後期課程の履修方法は次のとおりとする。

- 1 学生は入学後所定の期間内に主たる領域を決定し、指導教授を選び、研究一般についてその指導に従うものとする。
- 2 博士後期課程の必要修得単位数は18単位とし、研究指導12単位を必修とする。

第26条 人間文化研究科人類学専攻における博士前期課程の授業科目ならびにその単位数は別表第1の3のとおりとする。

第27条 人間文化研究科人類学専攻における博士前期課程の履修方法は次のとおりとする。

- 1 学生は入学後所定の期間内にその主たる領域を決定し、指導教授を選び、研究一般につ

いてその指導に従うものとする。

- 2 博士前期課程の必要修得単位数は30単位とし、主領域の「研究指導」8単位を必修とする。
- 3 研究科共通科目のうちから「文化資源学研究」2単位を含め2科目4単位を、専門科目のうちから主領域の「人類学演習」2単位を含む9科目18単位を、修得しなければならない。
- 4 学生が副領域の科目8単位以上を修得して課程を修了した場合、申請に基づき副領域履修証明書を授与する。
- 5 前号に関する規定は、別に定める。

第28条 人間文化研究科人類学専攻における博士後期課程の授業科目ならびにその単位数は別表第1の4のとおりとする。

第29条 人間文化研究科人類学専攻における博士後期課程の履修方法は次のとおりとする。

- 1 学生は入学後所定の期間内に主たる領域を決定し、指導教授を選び、研究一般についてその指導に従うものとする。
- 2 博士後期課程の必要修得単位数は18単位とし、研究指導12単位を必修とする。

第30条 人間文化研究科教育ファシリテーション専攻における修士課程の授業科目ならびにその単位数は別表第1の5のとおりとする。

第31条 人間文化研究科教育ファシリテーション専攻における修士課程の履修方法は次のとおりとする。

- 1 学生は入学後所定の期間内にその主たる領域を決定し、指導教授を選び、研究一般についてその指導に従うものとする。
- 2 修士課程の必要修得単位数は30単位とし、研究指導8単位、教育ファシリテーション論2単位および教育ファシリテーション評価研究2単位を必修とする。
- 3 主たる領域から8単位、他の領域および関連科目（主たる領域で必要単位数を超えて修得した科目を含む）から8単位を修得し、研究科共通科目のうちから1科目2単位を必修選択科目として修得しなければならない。
- 4 前号に関する規定は、別に定める。

第32条 人間文化研究科言語科学専攻における博士前期課程の授業科目ならびにその単位数は別表第1の6のとおりとする。

第33条 人間文化研究科言語科学専攻における博士前期課程の履修方法は次のとおりとする。

- 1 学生は入学後所定の期間内にその主領域を決定し、指導教授を選び、研究一般についてその指導に従うものとする。
- 2 博士前期課程の必要修得単位数は30単位とし、演習科目8単位を必修とする。また、研究科共通科目のうちから2科目4単位を必修選択科目として修得しなければならない。
- 3 学生が副領域の科目8単位以上を修得して課程を修了した場合、申請に基づき副領域履修証明書を授与する。
- 4 前号に関する規程は、別に定める。

第34条 人間文化研究科言語科学専攻における博士後期課程の授業科目ならびにその単位数は別表第1の7のとおりとする。

第35条 人間文化研究科言語科学専攻における博士後期課程の履修方法は次のとおりとする。

- 1 学生は入学後所定の期間内に主たる領域を決定し、指導教授を選び、研究一般について

その指導に従うものとする。

- 2 博士後期課程の必要修得単位数は18単位とし、演習科目12単位を必修とする。

第2節 国際地域文化研究科

第36条 国際地域文化研究科国際地域文化専攻における博士前期課程の授業科目ならびにその単位数は別表第2のとおりとする。

第36条の2 国際地域文化研究科国際地域文化専攻における博士後期課程の授業科目ならびにその単位数は別表第2の1のとおりとする。

第37条 国際地域文化研究科国際地域文化専攻における博士前期課程の履修方法は次のとおりとする。

- 1 学生は入学後所定の期間内にその主たる領域を決定し、指導教授を選び、研究一般についてその指導に従うものとする。
- 2 博士前期課程の必要修得単位数は30単位とし、演習科目の研究指導6単位および国際地域文化課題演習2科目4単位ならびに基礎科目のうち地域研究方法論2単位および国際文化論2単位を必修とする。
- 3 主たる領域から10単位および他の領域から4単位以上を修得し、基礎科目のうち国際関係論、国際交流・協力論、国際地域文化プロジェクト研究のうちから2単位を必修選択科目として修得しなければならない。

第37条の2 国際地域文化研究科国際地域文化専攻における博士後期課程の履修方法は次のとおりとする。

- 1 学生は入学後所定の期間内に主たる領域を決定し、指導教授を選び、研究一般についてその指導に従うものとする。
- 2 博士後期課程の必要修得単位数は18単位とし、研究指導12単位を必修とする。

第3節 削除

第38条 削除

第39条 削除

第40条 削除

第41条 削除

第4節 ビジネス研究科

第42条 削除

第43条 削除

第44条 ビジネス研究科経営学専攻における博士後期課程の授業科目ならびにその単位数は別表第4の1のとおりとする。

第45条 ビジネス研究科経営学専攻における博士後期課程の履修方法は次のとおりとする。

- 1 学生は入学後所定の期間内に演習を担当する教員のうちから指導教授を定め、履修科目の選択、研究一般、論文の作成についてその指導に従うものとする。
- 2 必要修得単位数は16単位とし、演習Ⅰ～Ⅲの合計12単位を必修とする。

第46条 削除

第47条 削除

第5節 削除

- 第48条 削除
第49条 削除
第50条 削除
第51条 削除

第6節 削除

- 第52条 削除
第53条 削除
第54条 削除
第55条 削除

第7節 法務研究科

- 第56条 法務研究科法務専攻における授業科目ならびにその単位数は別表第7のとおりとする。
- 第57条 法務研究科法務専攻における履修方法は、次のとおりとする。
- 1 必要修得単位数は102単位とする。ただし、法学既修者については、別表第7の1に定める科目の単位を含めて、102単位とする。
 - 2 法律基本科目のうち、別表第7の2に定める25科目56単位を必修とする。ただし、法学既修者は別表第7の1に定める科目以外の15科目30単位を必修とする。
 - 3 実務基礎科目は、民事法演習、民事実務総合研究、民事法研究、民事実務演習、刑事実務総合研究、刑事実務演習および法曹倫理の7科目14単位を必修とする。
 - 4 法律基本科目のうち、憲法基礎研究、民法基礎研究、刑法基礎研究から2科目4単位を修得しなければならない。
 - 5 人間の尊厳科目は、2科目4単位を修得しなければならない。
 - 6 第3号および前号において修了要件単位数に算入する科目を除き、実務基礎科目、人間の尊厳科目または展開・先端科目から20単位以上を修得しなければならない。
 - 7 第2号、第3号、第5号および前号において修了要件単位数に算入する科目以外に、法律基本科目（憲法基礎研究、民法基礎研究および刑法基礎研究を除く。）、実務基礎科目、人間の尊厳科目または展開・先端科目から4単位以上を修得しなければならない。
 - 8 1年次から2年次に進級するためには必修の法律基本科目20単位以上を含む30単位以上を修得し、別に定める方法で算定したGPAが1.3以上でなければならない。2年次から3年次に進級するためには必修の法律基本科目48単位以上を含む62単位以上を修得し、別に定める方法で算定したGPAが1.5以上でなければならない。法学既修者の場合、1年次から2年次に進級するためには必修の法律基本科目22単位以上を含む32単位以上を修得し、別に定める方法で算定したGPAが1.5以上でなければならない。長期在学者の場合、1年次から2年次に進級するためには必修の法律基本科目16単位以上を含む22単位以上を修得し、別に定める方法で算定したGPAが1.3以上でなければならない。2年次から3年次に進級するためには必修の法律基本科目36単位以上を含む46単位以上を修得し、別に定める方法で算定したGPAが1.5以上でなければならない。3年次から4年次に進級するためには必修の法律基本科目54単位以上を含む70単位以上を修得し、別に定める方法で算定したGPAが1.5以上でなければならない。

第8節 理工学研究科

第58条 理工学研究科システム数理専攻、ソフトウェア工学専攻および機械電子制御工学専攻における博士前期課程の授業科目ならびにその単位数は、それぞれ別表第8、別表第8の1、別表第8の2のとおりとする。

② 前項に規定する授業のうち、本研究科が定める授業科目は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第58条の2 理工学研究科システム数理専攻、ソフトウェア工学専攻および機械電子制御工学専攻における博士後期課程の授業科目ならびにその単位数は、それぞれ別表第8の2の1、別表8の2の2、別表第8の2の3のとおりとする。

② 前項に規定する授業のうち、本研究科が定める授業科目は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第59条 理工学研究科システム数理専攻における博士前期課程の履修方法は次のとおりとする。

- 1 学生は入学後所定の期間内に、指導教授を選び、研究一般についてその指導に従うものとする。
- 2 システム数理専攻の必要修得単位数は30単位とし、研究科共通科目2単位、研究指導科目8単位を必修とする。
- 3 基礎科目群から4単位以上、専攻科目とシステム数理専攻向けの学際共通科目から8単位以上を修得しなければならない。
- 4 研究科共通科目と理工学研究科の3専攻の基礎科目群から8単位以上、理工学研究科の3専攻の専攻科目群から12単位以上を修得しなければならない。

② 理工学研究科システム数理専攻における博士後期課程の履修方法は次のとおりとする。

- 1 学生は入学後所定の期間内に主たる領域を決定し、指導教授を選び、研究一般についてその指導に従うものとする。
- 2 システム数理専攻の必要修得単位数は20単位とし、研究指導科目12単位を必修とする。
- 3 研究指導科目を除く科目のうちから8単位以上、特にそのうち専攻科目のうちから4単位以上、学際共通科目のうちから2単位以上を修得しなければならない。

第60条 理工学研究科ソフトウェア工学専攻における博士前期課程の履修方法は次のとおりとする。

- 1 学生は入学後所定の期間内に、指導教授を選び、研究一般についてその指導に従うものとする。
- 2 ソフトウェア工学専攻の必要修得単位数は30単位とし、研究科共通科目2単位、研究指導科目8単位を必修とする。
- 3 基礎科目群から4単位以上、専攻科目とソフトウェア工学専攻向けの学際共通科目から8単位以上を修得しなければならない。
- 4 研究科共通科目と理工学研究科の3専攻の基礎科目群から8単位以上、理工学研究科の3専攻の専攻科目群から12単位以上を修得しなければならない。

② 理工学研究科ソフトウェア工学専攻における博士後期課程の履修方法は次のとおりとする。

- 1 学生は入学後所定の期間内に主たる領域を決定し、指導教授を選び、研究一般についてその指導に従うものとする。

- 2 ソフトウェア工学専攻の必要修得単位数は20単位とし、研究指導科目12単位を必修とする。
- 3 研究指導科目を除く科目のうちから8単位以上、特にそのうち専攻科目のうちから4単位以上、学際共通科目のうちから2単位以上を修得しなければならない。

第61条 理工学研究科機械電子制御工学専攻における博士前期課程の履修方法は次のとおりとする。

- 1 学生は入学後所定の期間内に、指導教授を選び、研究一般についてその指導に従うものとする。
- 2 機械電子制御工学専攻の必要修得単位数は30単位とし、研究科共通科目2単位、研究指導科目8単位を必修とする。
- 3 基礎科目群から4単位以上、専攻科目と機械電子制御工学専攻向けの学際共通科目から8単位以上を修得しなければならない。
- 4 研究科共通科目と理工学研究科の3専攻の基礎科目群から8単位以上、理工学研究科の3専攻の専攻科目群から12単位以上を修得しなければならない。

② 理工学研究科機械電子制御工学専攻における博士後期課程の履修方法は次のとおりとする。

- 1 学生は入学後所定の期間内に主たる領域を決定し、指導教授を選び、研究一般についてその指導に従うものとする。
- 2 機械電子制御工学専攻の必要修得単位数は20単位とし、研究指導科目12単位を必修とする。
- 3 研究指導科目を除く科目のうちから8単位以上、特にそのうち専攻科目のうちから4単位以上、学際共通科目のうちから2単位以上を修得しなければならない。

第9節 社会科学研究科

第61条の2 社会科学研究科経済学専攻、経営学専攻および総合政策学専攻における博士前期課程の授業科目ならびにその単位数は、それぞれ別表第8の3、別表第8の4、別表第8の5のとおりとする。

② 前項に規定する授業のうち、本研究科が定める授業科目は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第61条の3 社会科学研究科経済学専攻における博士前期課程の履修方法は次のとおりとする。

- 1 学生は入学後所定の期間内に主たる領域を決定し、指導教授を選び、研究一般についてその指導に従うものとする。
- 2 経済学専攻の必要修得単位数は30単位とし、研究科選択必修共通科目4単位、研究指導科目8単位を必修とする。ただし、長期在学を希望して入学した者は、上記の研究指導科目8単位に加えて、特別研究指導科目4単位を含めた12単位を必修とする。
- 3 研究科選択共通科目のうちから4単位以上、専攻科目のうちから10単位以上修得しなければならない。

第61条の4 社会科学研究科経営学専攻における博士前期課程の履修方法は次のとおりとする。

- 1 学生は入学後所定の期間内に主たる領域を決定し、指導教授を選び、研究一般についてその指導に従うものとする。
- 2 経営学専攻の必要修得単位数は30単位とし、研究科選択必修共通科目4単位、研究指導

科目8単位を必修とする。

- 3 研究科選択共通科目のうちから4単位以上、専攻科目のうちから10単位以上修得しなければならない。

第61条の5 社会科学研究科総合政策学専攻における博士前期課程の履修方法は次のとおりとする。

- 1 学生は入学後所定の期間内に主たる領域を決定し、指導教授を選び、研究一般についてその指導に従うものとする。
- 2 総合政策学専攻の必要修得単位数は30単位とし、研究科選択必修共通科目4単位、研究指導科目8単位を必修とする。
- 3 研究科選択共通科目のうちから4単位以上、専攻科目のうちから10単位以上修得しなければならない。

第61条の6 社会科学研究科経済学専攻、経営学専攻および総合政策学専攻における博士後期課程の授業科目ならびにその単位数は、それぞれ別表第8の6、別表第8の7、別表第8の8のとおりとする。

第61条の7 社会科学研究科経済学専攻における博士後期課程の履修方法は次のとおりとする。

- 1 学生は入学後所定の期間内に主たる領域を決定し、指導教授を選び、研究一般についてその指導に従うものとする。
- 2 経済学専攻の必要修得単位数は16単位とし、学際共通科目2単位、研究指導科目12単位を必修とする。
- 3 専攻科目のうちから2単位以上修得しなければならない。

第61条の8 社会科学研究科経営学専攻における博士後期課程の履修方法は次のとおりとする。

- 1 学生は入学後所定の期間内に主たる領域を決定し、指導教授を選び、研究一般についてその指導に従うものとする。
- 2 経営学専攻の必要修得単位数は16単位とし、学際共通科目2単位、研究指導科目12単位を必修とする。
- 3 専攻科目のうちから2単位以上修得しなければならない。

第61条の9 社会科学研究科総合政策学専攻における博士後期課程の履修方法は次のとおりとする。

- 1 学生は入学後所定の期間内に主たる領域を決定し、指導教授を選び、研究一般についてその指導に従うものとする。
- 2 総合政策学専攻の必要修得単位数は16単位とし、学際共通科目2単位、研究指導科目12単位を必修とする。
- 3 専攻科目のうちから2単位以上修得しなければならない。

第10節 試験

第62条 本学大学院における正規の授業を受け、所定の授業科目を履修した者に対して試験を行う。ただし、各研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りではない。

第63条 履修科目に関する試験の方法は、各研究科委員会がこれを決定する。

第64条 試験の成績は、秀、優、良、可、不可の5種とし、秀、優、良、可を合格として単位を

与え、不可を不合格とする。

第11節 他大学の大学院における修得単位の認定

第65条 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他大学の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

② 本学大学院は学生が前項の規定により授業科目について修得した単位を次の各号に掲げる単位を超えない範囲で当該研究科において修得したものとみなすことができる。

- | | |
|-----------|------|
| 1 法務研究科 | 39単位 |
| 2 削 除 | |
| 3 その他の研究科 | 10単位 |

③ 前項に関する規程は、別に定める。

第12節 入学前の大学院における修得単位の認定

第66条 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に他の大学院または本学大学院において修得した単位を次の各号に掲げる単位を超えない範囲で当該研究科において修得したものとみなすことができる。

- | | |
|--------------------------------------|------|
| 1 法務研究科 | 39単位 |
| 2 削 除 | |
| 3 社会科学研究科の博士前期課程 | 18単位 |
| ただし、他の大学院において修得した単位は、10単位を超えないものとする。 | |
| 4 社会科学研究科の博士後期課程 | 10単位 |
| 5 その他の研究科 | 10単位 |

② 前項および前条の規定により修得したものとみなした単位は、次の各号に掲げる単位を超えない範囲とする。

- | | |
|--------------------------------------|------|
| 1 法務研究科 | 39単位 |
| 2 削 除 | |
| 3 社会科学研究科の博士前期課程 | 18単位 |
| ただし、他の大学院において修得した単位は、10単位を超えないものとする。 | |
| 4 社会科学研究科の博士後期課程 | 10単位 |
| 5 その他の研究科 | 10単位 |

第13節 法務研究科における法学既修者および転入学者に係る単位認定

第67条 法学既修者（法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者）については、30単位を超えない範囲の単位を修得したものとみなす。

② 前項の修得したものとみなす科目は、別表第7の1に定める。

③ 法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第1項の規定により修得したものとみなす単位数ならびに第65条第2項および第66条第1項に定める修得したものとみなす単位数と合わせて、39単位を超えないものとする。

第67条の2 法務研究科の転入学者については、51単位を超えない範囲の単位を修得したものとみなすことができる。

第5章 課程の修了

第68条 本学大学院における最長在学年限は、次のとおりとする。

- 1 博士前期課程または修士課程においては4年とする。ただし、特別の理由のある者に対しては、研究科委員会の議を経て更に1年延長することができる。
- 2 博士後期課程においては、6年とする。
- 3 法務研究科においては、標準修業者は5年、法学既修者は4年、長期在学履修者は6年とする。ただし、同じ学年次に2年を超えて在学することはできない。
- 4 社会科学研究科博士前期課程において、長期在学を希望して入学した者に限り、6年とする。

5 削除

② 第3条および第3条の2の標準修業年限、前項の最長在学年限、第96条の休学期間および第97条の再入学の最長在学年限の計算においては、第19条第2項の各1クォーターは、3カ月と看做す。

第69条 博士前期課程または修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

② 前項の場合において、当該博士前期課程または修士課程の目的に応じ相当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

③ 社会科学研究科博士前期課程において、長期在学を希望して入学した者の修了要件は、大学院に3年以上在学することとする。

第70条 博士課程の修了要件は、大学院に5年（博士前期課程または修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（博士前期課程または修士課程を修了した者にあつては、当該課程における標準修業年限を上限として、その在学期間を含む）以上在学すれば足りるものとする。

② 前項の規定にかかわらず、第91条第2号、第3号、第4号、第5号および第6号の規定による入学資格をもって入学した者の在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

第71条 博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受け退学した者には、満期退学証明書を交付することができる。

第72条 法務研究科の修了要件は、大学院に3年以上在学し、所定の単位を修得し、別に定める方法で算定したGPAが1.5以上であることとする。ただし、長期在学を希望して入学した者については、大学院に4年以上在学することを条件とする。

第73条 法務研究科の法学既修者については、30単位を超えない範囲の単位を修得したとみなし、1年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮することができる。

② 法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、入学前の既修得単位について認定された者について短縮する期間と合わせて、1年を超えないものとする。

第74条 削除

第75条 削除

第6章 学位およびその授与

第76条 修士の学位は、第69条に定める課程を修了した者に、南山大学学位規程の定めるところにより学長がこれを授与する。

第77条 修士論文または特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という。）は、本学大学院の博士前期課程または修士課程に1年以上在学し、履修授業科目について、各研究科の定める所定の単位を修得した者が、あらかじめ論文等の主題とその研究計画書を提出し、かつ外国語の学力に関する検定に合格した上でなければこれを提出することができない。ただし、当該研究科の定めるところによって検定を省略するか、他の方法をもって替えることができる。

② 外国語に関する検定は、1カ国語以上について行う。

③ 社会科学研究科博士前期課程においては、別に定める。

第78条 修士論文等の審査および最終試験は、当該研究科委員会の定める審査員によりこれを行う。

第79条 修士論文等は、専攻科目の専門分野における精深な学識と研究能力とを証示するに足るものをもって合格とする。

第80条 修士の学位に関する最終試験は、論文等の提出者の研究成果を確認する目的をもって修士論文等を中心として行う。

第81条 博士の学位は、第70条に定める課程を修了した者に、南山大学学位規程の定めるところにより学長がこれを授与する。

第82条 博士論文は、本学大学院の博士後期課程を1カ年以内に修了する見込みの者が、あらかじめ論文の計画について指導教授の承認を得、かつ、外国語の学力に関する検定に合格した上でなければ、これを提出することができない。

第83条 博士論文の審査および最終試験は、当該研究科委員会の定める審査員によりこれを行う。

第84条 博士論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を証示するに足るものをもって合格とする。

第85条 本学大学院各研究科の博士課程を経ずして論文を提出して、博士の学位を請求した者については、第82条により学位を授与される者と同等以上の学力があると認められる時は、その論文の審査と最終試験を行い、合格した者にその学位を授与することができる。

第86条 博士の学位に関する最終試験は、論文提出者の研究成果を確認する目的をもって博士論文を中心として行う。

第87条 法務博士の学位は、第72条および第73条に定める課程を修了した者に、南山大学学位規程の定めるところにより学長がこれを授与する。

第88条 削除

第89条 学位に関する必要事項は、本学則によるほかは、南山大学学位規程の定めるところによる。

第7章 入学、休学、退学、留学、転入学、再入学

第90条 本学大学院の博士前期課程、修士課程ならびに専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 1 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- 2 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- 3 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 4 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 5 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 6 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 7 文部科学大臣の指定した者
- 8 大学に3年以上在学した者であって、大学院の各研究科において定める単位を優秀な成績で修得したと認められた者
- 9 本学大学院の各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

第91条 本学大学院の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 1 修士の学位または専門職学位を有する者
- 2 外国において修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
- 3 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
- 4 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
- 5 文部科学大臣の指定した者
- 6 本学大学院の各研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

第92条 本学大学院の入学時期は、学期の始めとする。

第93条 本学大学院に入学を志願する者は、別に定める入学検定料を添え、次の書類を提出の上、各研究科の定めるところの選考試験を受けなければならない。

- 1 本学大学院所定の用紙による入学願書
- 2 最終出身学校長の卒業または卒業見込証明書および成績証明書
- 3 最近撮影の本人の写真

第94条 本学大学院の博士前期課程を修了し、当該研究科の博士後期課程に入学を志願する者についても、前条の定めによるものとする。

第95条 選考試験に合格した者は、別表第9に定める入学金、授業料その他の納入金を添え、本学大学院所定の用紙による誓約書および戸籍記載事項証明書（外国人の場合は外国人登録済証

明書)を指定された期日までに提出しなければならない。

② 学長は前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

第96条 病気その他の事由によって休学しようとする者は、その理由を記し、保証人連署の上学長の許可を得て休学することができる。

② 1回の休学期間は3カ月以上1年以内とする。ただし、休学期間は在学期間中、通算して、博士前期課程、修士課程および専門職学位課程においては2年、博士後期課程においては3年をこえることができない。

③ 休学期間は、在学年数に算入しない。

④ 休学期間中は授業料および施設設備費の全額を免除する。

⑤ 休学期間中は在籍料を納めなければならない。

⑥ その他休学に関する事項については、別に定める。

第96条の2 病気のその他の理由により退学を希望する者は、保証人との連署の上、その旨を願い出ることができる。ただし、第109条に基づく懲戒については、その手続を開始する旨の通知を受けた日から懲戒手続が終了するまでの間は、願い出をすることができない。

② 前項の願い出があるときは、学長は退学を許可する。

③ 学生が死亡した場合には、第1項の願い出は保証人（保証人による届出が困難な場合はそれに代わる者）の届出の提出をもって代えるものとする。

④ その他退学に関する事項については、別に定める。

第96条の3 次の各号の一に該当する者については、学長は、退学処分を決定することができる。

1 授業料その他の納入金を納期を過ぎて完納しない者

2 成績が不良で最長修業年限での修了の見込みがないと認められる者

第97条 願いにより退学した者が再入学を願い出た場合は、各研究科委員会の議を経てこれを許可することがある。

② 前項の場合、その在学年限は通算して博士前期課程、修士課程または専門職学位課程（法務研究科を除く）の場合は4年、ただし、社会科学研究科博士前期課程において、長期在学を希望して入学した場合は6年、博士後期課程の場合は6年を超えることはできない。

③ 専門職学位課程のうち法務研究科については、その在学年限は通算して標準修業者は5年、法学既修者は4年、長期在学履修者は6年を超えることはできない。また、同じ学年次に2年を超えて在学することはできない。

第98条 一定期間以上外国の大学の大学院に留学して授業科目を履修しようとする者は、保証人連署の上、許可を願い出なければならない。

② 留学期間は、その期間を本学大学院における在学期間に算入することができる。

③ 留学期間中、外国の大学の大学院において修得した単位については、第65条、第66条および第67条の定めを準用する。

④ 留学期間中、学生は授業料その他の学生納入金を全額納入しなければならない。

⑤ 留学に関する学内手続その他については、別に定める。

第99条 他大学の大学院の学生が、本学大学院に転入学を志願したときは、選考の上、これを許可することがある。

② 転入学に関する事項については、別に定める。

第100条 削除

第101条 削除

第102条 削 除

第103条 削 除

第104条 削 除

第8章 学生納入金

第105条 学生は、別表第9に定める授業料、その他の納入金を、所定の期日までに納めなければならない。

② 授業料、その他の納入金の納入に関する事項については、別に定める。

③ 授業料、その他の納入金の減免については、別に定める。

第106条 削 除

第9章 科目等履修生および研修生

第107条 本学大学院に科目等履修生および研修生の制度を置くことができる。科目等履修生および研修生の納入金は、別表第9に定めるところによる。その他に関しては別に定める。

第10章 賞 罰

第108条 他の模範となる学生は、これを表彰する。これに関する事項については、別に定める。

第109条 本学大学院の規則に違反する行為、学生としての本分に反する行為または反社会的な行為をした者には、学長は懲戒をすることができる。

② 前項の懲戒の種類は、退学、停学（有期または無期）および戒告とする。

③ 前項の退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 1 本学大学院の秩序を騒乱した者
- 2 学生としての本分に反した者
- 3 犯罪行為など社会秩序を乱した者

④ その他懲戒に関する事項については、別に定める。

第11章 研究指導施設

第110条 本学大学院にその研究目的を達成するために学生研究室を設ける。

第111条 大学附属図書館、その他附属施設は必要に応じ、大学院学生の研究指導のため利用することができる。

第12章 その他

第112条 大学院に関する必要事項で、大学院学則に定めのないものは、大学学則を準用する。

第113条 本学大学院において教育職員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法および同施行規則により所定の単位を修得しなければならない。

② 教育職員の資格を得ようとする者のため大学院共通科目として別表第10に定める教職に関する科目を置く。

③ 教育職員免許状授与の所要資格を得させるための課程を置く研究科・専攻ならびに認定を

受けた免許状の種類は、別表第11のとおりとする。

附 則

この学則は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則の改正は、昭和51年4月1日から施行する。

2 昭和51年度および昭和52年度の文学研究科独文学専攻博士後期課程の総定員は、第5条の規定にかかわらず次のとおりとする。

昭和51年度 2人

昭和52年度 4人

附 則

この学則の改正は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則の改正は、昭和53年4月1日から施行する。

2 第67条に定める別表第2の適用は次のとおりとする。

一 昭和53年3月31日以前から在学している学生については別表第2の1

二 昭和53年度以降の入学者については別表第2の2

附 則

この学則の改正は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、昭和56年2月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、入学検定料を昭和58年度入学検定から施行し、その他を昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、入学検定料を昭和61年度入学検定から施行し、その他を昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則の改正は、平成3年4月1日から施行する。

2 別表第2の入学検定料については、平成3年度入学検定から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成6年4月1日から施行する。

ただし、別表第1については平成6年度入学生より適用し、平成5年度までの入学生については、従前どおりとする。

附 則

1 この学則の改正は、平成7年4月1日から施行する。

2 第22条、第23条第1項、第24条第1項、第24条の2、第24条の3、第27条第1項第3号、第4号、第27条第2項第3号、第28条第1項第3号、第29条第1項第3号、第29条の2第1項第3号、第29条の3第1項第3号、第4号および第29条の3第2項第3号については、平成7年度入学生から適用し、平成6年度までの入学生については、従前どおりとする。

- 3 第31条の2および第41条については、平成8年度入学生から適用し、平成7年度までの入学生については、従前どおりとする。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成8年4月1日から施行する。
2 第26条の2については、平成8年度入学生から適用し、平成7年度までの入学生については、従前どおりとする。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成9年4月1日から施行する。
2 第31条の3第1項第4号、第5号、第6号、第31条の4第1項第4号、第5号、第6号、第36条第2項、第41条第1項、第42条、第43条及び第44条については、平成9年度入学生から適用し、平成8年度までの入学生については、従前どおりとする。

附 則

この学則の改正は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則の改正は、平成12年4月1日から施行する。
2 第25条、第26条第1項、第26条の2、第30条第1項第3号、第5号、第6号、第30条第2項第3号及び第5号については、平成12年度入学生から適用し、平成11年度までの入学生については、従前どおりとする。

附 則

この学則の改正は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成16年4月1日から施行する。
ただし、平成15年度までの入学生については、従前のおりとする。

附 則

この学則の改正は、2006年4月1日から施行する。
ただし、2005年度までの文学研究科入学生については、別表第8を除き、従前どおりとする。

附 則

この学則の改正は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、2008年4月1日から施行する。ただし、第64条第1項第3号、第93条第2項に記載する「法務研究科を除く」の部分および第3項については2007年以前に入学した者については適用しない。

附 則

この学則の改正は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、2010年4月1日から施行する。ただし、第60条に定める試験の成績「秀」については2010年度秋学期から適用し、春学期については従前どおりとする。

附 則

- 1 この学則の改正は、2011年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、2011年度から2012年度までの各年度の入学定員および収容定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課 程	2011年度		2012年度	
			入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
国際地域文化研究科	国際地域文化専攻	博士後期課程	3	3	3	6
法務研究科	法務専攻	専門職学位課程	40	140	40	130

附 則

この学則の改正は、2012年4月1日から施行する。ただし、第57条第7号、第64条第3号および第93条第3項については、2012年度入学生から適用し、2011年以前に入学した者については従前どおりとする。

附 則

- 1 この学則の改正は、2013年4月1日から施行する。なお、2013年3月31日以前に数理情報研究科数理情報専攻博士前期課程および法務研究科法務専攻専門職学位課程に入学し、引き続き在学する者の授業科目の履修、単位の修得、修了に必要な単位数および要件については、従前どおりとする。
- 2 第5条の規定にかかわらず、2013年度から2014年度までの各年度の入学定員および収容定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課 程	2013年度		2014年度	
			入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
理 工 学 研 究 科	システム数理専攻	博士前期課程	18	18	18	36
	ソフトウェア工学専攻	博士前期課程	18	18	18	36
	機械電子制御工学専攻	博士前期課程	18	18	18	36
	計		54	54	54	108

附 則

- 1 この学則の改正は、2014年4月1日から施行する。ただし、別表第10（教職に関する科目（第113条関係））については、2014年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者にも適用する。なお、2014年3月31日以前に経済学研究科経済学専攻博士前期課程、ビジネス研究科経営学専攻博士前期課程および総合政策研究科総合政策専攻博士前期課程に入学し、引き続き在学する者の授業科目の履修、単位の修得、修了に必要な単位数については、別表第10（教職に関する科目（第113条関係））を除き従前どおりとする。
- 2 第5条の規定にかかわらず、2014年度から2015年度までの入学定員および収容定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課 程	2014年度		2015年度	
			入学定員	収容定員	入学定員	収容定員

社会科学研究科	経済学専攻	博士前期課程	7	7	7	14
	経営学専攻	博士前期課程	7	7	7	14
	総合政策学専攻	博士前期課程	7	7	7	14
	計		21	21	21	42
ビジネス研究科	ビジネス専攻	専門職学位課程	40	90	40	80
法務研究科	法務専攻	専門職学位課程	30	110	30	100

附 則

- この学則の改正は、2015年4月1日から施行する。なお、2015年3月31日以前に数理情報研究科数理情報専攻博士後期課程に入学し、引き続き在学する者の授業科目の履修、単位の修得、修了に必要な単位数については、従前どおりとする。
- 第57条第2号、第3号、第6号、別表第4の2（第46条関係）、別表第7（第56条関係）[法律基本科目]、[実務基礎科目]、別表第7の2（第57条第2号関係）については、2015年度入学生から適用し、2015年3月31日以前に入学した者については従前どおりとする。
- 別表第7（第56条関係）[展開・先端科目]のうち、「少年法」については、2015年度入学生から適用し、2015年3月31日以前に入学した者については従前どおりとする。
- 第4条の規定にかかわらず、数理情報研究科数理情報専攻博士後期課程については、当該研究科・専攻に在学する者がいなくなる日までの間、存続するものとする。
- 第5条の規定にかかわらず、2015年度から2016年度までの入学定員および収容定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課 程	2015年度		2016年度	
			入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
理工学研究科	システム数理専攻	博士後期課程	2	2	2	4
	ソフトウェア工学専攻	博士後期課程	2	2	2	4
	機械電子制御工学専攻	博士後期課程	2	2	2	4
	計		6	6	6	12
数理情報研究科	数理情報専攻	博士後期課程	0	20	0	10

附 則

- この学則の改正は、2016年4月1日から施行する。なお、2016年3月31日以前にビジネス研究科経営学専攻博士後期課程、総合政策研究科総合政策専攻博士後期課程に入学し、引き続き在学する者の授業科目の履修、単位の修得、修了に必要な単位数については、従前どおりとする。
- 第4条の規定にかかわらず、ビジネス研究科経営学専攻博士後期課程、総合政策研究科総合政策専攻博士後期課程については、当該研究科・専攻に在学する者がいなくなる日までの間、存続するものとする。
- 第57条第1号、第2号、第4号、第8号、別表第7（第56条関係）のうち「憲法基礎研究」「民法基礎研究」「刑法基礎研究」、別表第7の1（第57条第1号関係）については、2016年度入学生から適用し、2016年3月31日以前に入学した者については、従前どおりとする。
- 別表第7[展開・先端科目]のうち、「国際法」については、2016年度入学生から適用し、2016年3月31日以前に入学した者については従前どおりとする。
- 第5条の規定にかかわらず、2016年度から2017年度までの入学定員および収容定員は次

のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程	2016年度		2017年度	
			入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
社会科学研究科	経済学専攻	博士後期課程	3	3	3	6
	経営学専攻	博士後期課程	3	3	3	6
	総合政策学専攻	博士後期課程	3	3	3	6
	計		9	9	9	18
ビジネス研究科	経営学専攻	博士後期課程	0	10	0	5
総合政策研究科	総合政策専攻	博士後期課程	0	10	0	5
法務研究科	法務専攻	専門職学位課程	20	80	20	70

附 則

- この学則の改正は、2017年4月1日から施行する。なお、2017年3月31日以前にビジネス研究科ビジネス専攻専門職学位課程に入学し、引き続き在学する者の授業科目の履修、単位の修得、修了に必要な単位数については、従前どおりとする。
- 第4条の規定にかかわらず、ビジネス研究科ビジネス専攻専門職学位課程については、当該研究科・専攻に在学する者がなくなる日までの間、存続するものとする。
- 第65条および第66条については、2016年度入学生から適用し、2016年3月31日以前に入学した者については従前どおりとする。
- 第33条第1項第2号、第35条第1項第2号、第59条第1項第2号、第3号、第4号、第60条第1項第2号、第3号、第4号、第61条第1項第2号、第3号、第4号、第66条第1項第1号、第67条第3項、別表第1の1（第22条関係）、別表第1の2（第24条関係）、別表第1の3（第26条関係）、別表第1の4（第28条関係）、別表第1の5（第30条関係）、別表第1の6（第32条関係）、別表第1の7（第34条関係）、別表第2（第36条関係）、別表第2の1（第36条の2関係）、別表第7（第56条関係）、別表第8（第58条関係）、別表第8の1（第58条関係）、別表第8の2（第58条関係）、別表第8の3（第61条の2関係）、別表第8の4（第61条の2関係）、別表第8の5（第61条の2関係）、別表第10（第113条関係）、別表第11（第113条関係）については、2017年度入学生から適用し、2017年3月31日以前に入学した者については従前どおりとする。
- 第5条の規定にかかわらず、2017年度の入学定員および収容定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程	2017年度	
			入学定員	収容定員
ビジネス研究科	ビジネス専攻	専門職学位課程	0	40

附 則

- この学則の改正は、2018年4月1日から施行する。
- 別表第8の2については、2017年度入学者から適用し、2017年3月31日以前に入学した者については従前どおりとする。
- 第57条、別表第8の2の1、別表第8の2の2および別表第8の2の3については、2018年度入学者から適用し、2018年3月31日以前に入学した者については従前どおりとする。

別 表 第1の1 人間文化研究科キリスト教思想専攻における博士前期課程の授業科目
ならびにその単位数（第22条関係）

[専門科目]

聖書神学概論	(2単位)
組織神学概論	(2単位)
諸宗教の神学概論	(2単位)
旧約聖書研究	(2単位)
新約聖書研究	(2単位)
組織神学研究	(2単位)
諸宗教の神学研究	(2単位)
倫理神学研究	(2単位)
実践神学研究	(2単位)
教父思想研究	(2単位)
キリスト教精神史研究	(2単位)
キリスト教文化研究	(2単位)
古代哲学研究	(2単位)
中世哲学研究	(2単位)
近世・現代哲学研究	(2単位)
宗教史研究	(2単位)
宗教学研究	(2単位)
宗教社会学研究	(2単位)
宗教心理学研究	(2単位)
比較宗教学研究	(2単位)
宗教哲学研究	(2単位)
古典語学(ヘブライ語)A	(2単位)
古典語学(ヘブライ語)B	(2単位)
古典語学(ラテン語)A	(2単位)
古典語学(ラテン語)B	(2単位)
古典語学(ギリシャ語)A	(2単位)
古典語学(ギリシャ語)B	(2単位)
現代語講読A	(2単位)
現代語講読B	(2単位)

[研究指導科目]

研究指導I A	(1単位)
研究指導I B	(1単位)
研究指導I C	(1単位)
研究指導I D	(1単位)
研究指導II A	(1単位)
研究指導II B	(1単位)
研究指導II C	(1単位)
研究指導II D	(1単位)

[人間文化研究科共通科目]

キリスト教的人間論	(2単位)
文化表象論	(2単位)
人間と言語	(2単位)
人間関係論	(2単位)
文化資源学研究	(2単位)

別表第1の2 人間文化研究科宗教思想専攻における博士後期課程の授業科目ならびにその単位数（第24条関係）

[専門科目]

宗教思想特殊研究（神学）A	(2単位)
宗教思想特殊研究（神学）B	(2単位)
宗教思想特殊研究（哲学）A	(2単位)
宗教思想特殊研究（哲学）B	(2単位)
宗教思想特殊研究（宗教学）A	(2単位)
宗教思想特殊研究（宗教学）B	(2単位)

[研究指導科目]

研究指導 I A	(1単位)
研究指導 I B	(1単位)
研究指導 I C	(1単位)
研究指導 I D	(1単位)
研究指導 II A	(1単位)
研究指導 II B	(1単位)
研究指導 II C	(1単位)
研究指導 II D	(1単位)
研究指導 III A	(1単位)
研究指導 III B	(1単位)
研究指導 III C	(1単位)
研究指導 III D	(1単位)

別表第1の3 人間文化研究科人類学専攻における博士前期課程の授業科目ならびにその単位数（第26条関係）

[専門科目]

科学文化史研究	(2単位)
情報処理研究	(2単位)
人類学史研究	(2単位)
民族誌学研究	(2単位)
歴史人類学研究（世界システム論）	(2単位)
歴史人類学研究（ナショナリズム論）	(2単位)
社会人類学研究（宗教変容論）	(2単位)
社会人類学研究（民族芸術論）	(2単位)
人類学応用論研究（医療人類学）	(2単位)

人類学応用論研究（国際協力論）	(2単位)
人類学演習（文化人類学）	(2単位)
考古学理論研究	(2単位)
考古学方法論研究	(2単位)
地域考古学研究（日本列島先史時代）	(2単位)
地域考古学研究（東海地方）	(2単位)
地域考古学研究（朝鮮半島・東アジア）	(2単位)
地域考古学研究（中国大陸先史時代）	(2単位)
地域考古学研究（中国大陸歴史時代）	(2単位)
地域考古学研究（東南アジア・オセアニア）	(2単位)
環境考古学研究	(2単位)
人類学演習（考古学）	(2単位)

[研究指導科目]

研究指導ⅠA（文化人類学）	(1単位)
研究指導ⅠB（文化人類学）	(1単位)
研究指導ⅠC（文化人類学）	(1単位)
研究指導ⅠD（文化人類学）	(1単位)
研究指導ⅡA（文化人類学）	(1単位)
研究指導ⅡB（文化人類学）	(1単位)
研究指導ⅡC（文化人類学）	(1単位)
研究指導ⅡD（文化人類学）	(1単位)
研究指導ⅠA（考古学）	(1単位)
研究指導ⅠB（考古学）	(1単位)
研究指導ⅠC（考古学）	(1単位)
研究指導ⅠD（考古学）	(1単位)
研究指導ⅡA（考古学）	(1単位)
研究指導ⅡB（考古学）	(1単位)
研究指導ⅡC（考古学）	(1単位)
研究指導ⅡD（考古学）	(1単位)

[人間文化研究科共通科目]

キリスト教的人間論	(2単位)
文化表象論	(2単位)
人間と言語	(2単位)
人間関係論	(2単位)
文化資源学研究	(2単位)

別表第1の4 人間文化研究科人類学専攻における博士後期課程の授業科目ならびにその単位数（第28条関係）

[専門科目]

人類学特殊研究（文化人類学）A	(2単位)
人類学特殊研究（文化人類学）B	(2単位)
人類学特殊研究（考古学）A	(2単位)

人類学特殊研究（考古学）	B	(2単位)
人類学特殊研究（地域研究）	A	(2単位)
人類学特殊研究（地域研究）	B	(2単位)
[研究指導科目]		
研究指導	I A	(1単位)
研究指導	I B	(1単位)
研究指導	I C	(1単位)
研究指導	I D	(1単位)
研究指導	II A	(1単位)
研究指導	II B	(1単位)
研究指導	II C	(1単位)
研究指導	II D	(1単位)
研究指導	III A	(1単位)
研究指導	III B	(1単位)
研究指導	III C	(1単位)
研究指導	III D	(1単位)

別表第1の5 人間文化研究科教育ファシリテーション専攻における修士課程の授業科目
ならびにその単位数（第30条関係）

[専門科目]		
教育ファシリテーション論		(2単位)
教育ファシリテーション評価研究		(2単位)
教育心理学研究		(2単位)
発達心理学研究		(2単位)
臨床心理学研究		(2単位)
学校心理学研究		(2単位)
障害児教育実践研究		(2単位)
教育臨床研究		(2単位)
グループ・アプローチ研究		(2単位)
体験学習ファシリテーション基礎研究		(2単位)
体験学習ファシリテーション応用研究		(2単位)
ファシリテーション研究A		(2単位)
ファシリテーション研究B		(2単位)
組織開発研究		(2単位)
教育社会学研究		(2単位)
カリキュラム研究		(2単位)
キャリア・ガイダンス研究		(2単位)
学校カウンセリング実践研究		(2単位)
心理アセスメント実践研究		(2単位)
[研究指導科目]		
研究指導	I A	(1単位)

研 究 指 導 I B	(1単位)
研 究 指 導 I C	(1単位)
研 究 指 導 I D	(1単位)
研 究 指 導 II A	(1単位)
研 究 指 導 II B	(1単位)
研 究 指 導 II C	(1単位)
研 究 指 導 II D	(1単位)

[人間文化研究科共通科目]

キ リ ス ト 教 的 人 間 論	(2単位)
文 化 表 象 論	(2単位)
人 間 と 言 語	(2単位)
人 間 関 係 論	(2単位)
文 化 資 源 学 研 究	(2単位)

別 表 第1の6 人間文化研究科言語科学専攻における博士前期課程の授業科目ならび
にその単位数（第32条関係）

[専門科目]

言 語 運 用 能 力 論 (英 語)	(2単位)
言 語 運 用 能 力 論 (日 本 語)	(2単位)
言 語 学 概 論 A	(2単位)
言 語 学 概 論 B	(2単位)
日 本 語 教 育 概 論 I	(1単位)
日 本 語 教 育 概 論 II	(1単位)
日 本 語 教 育 概 論 III	(1単位)
日 本 語 教 育 概 論 IV	(1単位)
コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 論	(2単位)
統 語 論 概 論	(2単位)
意 味 論 概 論	(2単位)
音 韻 論 概 論	(2単位)
心 理 言 語 学 概 論	(2単位)
言 語 理 論 研 究 A	(2単位)
言 語 理 論 研 究 B	(2単位)
日 本 語 文 法 論 A	(2単位)
日 本 語 文 法 論 B	(2単位)
英 語 文 法 論 A	(2単位)
英 語 文 法 論 B	(2単位)
異文化コミュニケーション論	(2単位)
第 二 言 語 習 得 概 論	(2単位)
言 語 教 育 工 学	(2単位)
日 本 語 教 育 研 究 A	(2単位)
日 本 語 教 育 研 究 B	(2単位)
英 語 教 育 研 究 A	(2単位)

英語教育研究 B	(2単位)
コミュニケーション教育研究 A	(2単位)
コミュニケーション教育研究 B	(2単位)
言語習得論研究 A	(2単位)
言語習得論研究 B	(2単位)
[演習科目]	
研究指導 I	(1単位)
研究指導 II	(1単位)
研究指導 III	(1単位)
研究指導 IV	(1単位)
研究指導 V	(1単位)
研究指導 VI	(1単位)
言語科学課題演習 A	(1単位)
言語科学課題演習 B	(1単位)
[人間文化研究科共通科目]	
キリスト教的人間論	(2単位)
文化表象論	(2単位)
人間と言語	(2単位)
人間関係論	(2単位)
文化資源学 研究	(2単位)

別表第1の7 人間文化研究科言語科学専攻における博士後期課程の授業科目ならびにその単位数（第34条関係）

[専門科目]	
言語科学特殊研究（言語理論） A	(2単位)
言語科学特殊研究（言語理論） B	(2単位)
言語科学特殊研究（言語表現論） A	(2単位)
言語科学特殊研究（言語表現論） B	(2単位)
言語科学特殊研究（言語習得論） A	(2単位)
言語科学特殊研究（言語習得論） B	(2単位)
[演習科目]	
研究指導 I	(1単位)
研究指導 II	(1単位)
研究指導 III	(1単位)
研究指導 IV	(1単位)
研究指導 V	(1単位)
研究指導 VI	(1単位)
研究指導 VII	(1単位)
研究指導 VIII	(1単位)
研究指導 IX	(1単位)
言語科学課題演習 A	(1単位)

言語科学課題演習 B	(1単位)
言語科学課題演習 C	(1単位)

別表第2 国際地域文化研究科国際地域文化専攻における前期課程の授業科目ならび
にその単位数（第36条関係）

[基礎科目]

地域研究方法論	(2単位)
国際文化論	(2単位)
国際関係論	(2単位)
国際交流・協力論	(2単位)
国際地域文化プロジェクト研究A	(1単位)
国際地域文化プロジェクト研究B	(1単位)

[専門科目]

アメリカ文化研究	(2単位)
アメリカ思想・宗教研究	(2単位)
英語圏文学研究	(2単位)
アメリカ歴史社会研究	(2単位)
アメリカ民族集団・人種関係研究	(2単位)
アメリカ政治社会研究	(2単位)
アメリカ経済研究	(2単位)
アメリカ外交研究	(2単位)
日米関係研究	(2単位)
日米比較社会研究	(2単位)
アメリカ特殊研究	(2単位)
英語表現研究 I	(2単位)
英語表現研究 II	(2単位)
スペイン文化研究	(2単位)
スペイン思想研究	(2単位)
スペイン文学研究	(2単位)
スペイン語圏言語研究	(2単位)
ラテンアメリカ文化研究	(2単位)
ラテンアメリカ社会研究	(2単位)
ラテンアメリカ政治研究	(2単位)
ラテンアメリカ経済研究	(2単位)
ブラジル社会・経済研究	(2単位)
スペイン・ラテンアメリカ特殊研究	(2単位)
スペイン語表現研究 I	(2単位)
スペイン語表現研究 II	(2単位)
アジア・日本文化交流研究	(2単位)
アジア・日本歴史関係研究	(2単位)
アジア・日本国際関係研究	(2単位)
現代日本社会研究	(2単位)

近代日本歴史社会研究	(2単位)
近現代日本文学研究	(2単位)
日本古典文学研究	(2単位)
現代中国社会研究	(2単位)
現代中国文学研究	(2単位)
東南アジア社会研究	(2単位)
東南アジア文化研究	(2単位)
アジア・日本特殊研究	(2単位)
中国語表現研究Ⅰ	(2単位)
中国語表現研究Ⅱ	(2単位)

[演習科目]

国際地域文化課題演習Ⅰ(文化と思想)	(2単位)
国際地域文化課題演習Ⅰ(歴史と社会)	(2単位)
国際地域文化課題演習Ⅰ(国際関係)	(2単位)
国際地域文化課題演習Ⅱ(文化と思想)	(2単位)
国際地域文化課題演習Ⅱ(歴史と社会)	(2単位)
国際地域文化課題演習Ⅱ(国際関係)	(2単位)
研究指導Ⅰ	(1単位)
研究指導Ⅱ	(1単位)
研究指導Ⅲ	(1単位)
研究指導Ⅳ	(1単位)
研究指導Ⅴ	(1単位)
研究指導Ⅵ	(1単位)

別表第2の1 国際地域文化研究科国際地域文化専攻における後期課程の授業科目ならびにその単位数(第36条の2関係)

[専門科目]

文化史A(文化交流史研究)	(2単位)
文化史B(近現代史研究)	(2単位)
文化史C(物質文化研究)	(2単位)
文学論A(文学・文化研究)	(2単位)
文学論B(文学研究)	(2単位)
文学論C(演劇研究)	(2単位)
エスニシティ研究A(人種・民族研究)	(2単位)
エスニシティ研究B(宗教・社会研究)	(2単位)
エスニシティ研究C(多民族社会研究)	(2単位)
国際関係論A(外交史研究)	(2単位)
国際関係論B(安全保障論)	(2単位)
国際関係論C(国際経済論)	(2単位)

[研究指導科目]

研究指導ⅠA	(1単位)
--------	-------

研	究	指	導	I	B	(1単位)
研	究	指	導	II	A	(1単位)
研	究	指	導	II	B	(1単位)
研	究	指	導	III	A	(1単位)
研	究	指	導	III	B	(1単位)
研	究	指	導	IV	A	(1単位)
研	究	指	導	IV	B	(1単位)
研	究	指	導	V	A	(1単位)
研	究	指	導	V	B	(1単位)
研	究	指	導	VI	A	(1単位)
研	究	指	導	VI	B	(1単位)

別 表 第3 削 除

別 表 第3の1 削 除

別 表 第4 削 除

別 表 第4の1 ビジネス研究科経営学専攻における博士後期課程の授業科目ならびに
その単位数（第44条関係）

[専門科目]

労	務	論	研	究	(4単位)										
財	務	論	研	究	(4単位)										
マ	ー	ケ	テ	ィ	ン	グ	論	研	究	(4単位)					
会	計	学	研	究	(4単位)										
組	織	論	研	究	(4単位)										
経	営	管	理	論	研	究	(4単位)								
統	計	学	研	究	(4単位)										
オ	ペ	レ	ー	シ	ョ	ン	ズ	・	リ	サ	ー	チ	研	究	(4単位)
経	営	学	特	殊	研	究	(4単位)								

[演習・研究指導科目]

演	習	I	(4単位)		
演	習	II	(4単位)		
演	習	III	(4単位)		
研	究	指	導	I	(2単位)
研	究	指	導	II	(2単位)

別 表 第4の2 削 除

別 表 第5 削 除

別 表 第5の1 削 除

別 表 第6 削 除

別 表 第6の1 削 除

別 表 第6の2 削 除

別 表 第6の3 削 除

別 表 第7 法務研究科法務専攻における授業科目ならびにその単位数（第56条関係）

[法律基本科目]

憲	法（統 治）	(2単位)
憲	法（人 権）	(2単位)
憲	法（憲法訴訟）	(2単位)
行 政	法	(2単位)
憲 法 演 習		(2単位)
行 政 法 演 習		(2単位)
民	法（契 約 法）	(4単位)
民	法（物 権 法）	(2単位)
民	法（担 保 法）	(2単位)
民	法（不法行為法）	(2単位)
民	法（家 族 法）	(2単位)
商	法（会 社 法）	(4単位)
商	法（商取引法）	(2単位)
民 事 訴 訟 法 I		(2単位)
民 事 訴 訟 法 II		(2単位)
民 法 演 習 I		(2単位)
民 法 演 習 II		(2単位)
商 法 演 習		(2単位)
民 事 訴 訟 法 演 習		(2単位)
刑 法 I		(4単位)
刑 法 II		(2単位)
刑 事 訴 訟 法 I		(2単位)
刑 事 訴 訟 法 II		(2単位)
刑 法 演 習		(2単位)
刑 事 訴 訟 法 演 習		(2単位)
憲 法 基 礎 研 究		(2単位)
民 法 基 礎 研 究		(2単位)
刑 法 基 礎 研 究		(2単位)
リーガルライティング		(1単位)

公 法 事 例 研 究	(2単位)
民 事 法 事 例 研 究 A	(2単位)
民 事 法 事 例 研 究 B	(2単位)
刑 法 事 例 研 究	(2単位)
刑 事 訴 訟 法 事 例 研 究	(2単位)
[実務基礎科目]	
法 情 報 調 査	(1単位)
民 事 法 研 究	(2単位)
民 事 法 演 習	(2単位)
民 事 実 務 総 合 研 究	(2単位)
民 事 実 務 演 習	(2単位)
刑 事 実 務 総 合 研 究	(2単位)
刑 事 実 務 演 習	(2単位)
法 曹 倫 理	(2単位)
紛 争 解 決 (ロイヤリング)	(2単位)
法務エクスターンシップ	(2単位)
模 擬 裁 判	(2単位)
[人間の尊厳科目]	
法 と 人 間 の 尊 厳 (歴史の視点)	(2単位)
法 と 人 間 の 尊 厳 (哲学の視点)	(2単位)
法 と 人 間 の 尊 厳 (生命と法)	(2単位)
法 と 人 間 の 尊 厳 (犯罪被害者と法)	(2単位)
法 と 人 間 の 尊 厳 (企業倫理と法)	(2単位)
[展開・先端科目]	
労 働 法 (個別紛争)	(2単位)
労 働 法 (集団紛争)	(2単位)
社 会 保 障 と 法	(2単位)
消 費 者 法	(2単位)
国 際 法	(2単位)
国 際 私 法	(2単位)
少 年 法	(2単位)
医 療 と 法	(2単位)
司 法 概 論	(2単位)
政 策 法 務 論	(2単位)
企 業 法 務 (会社法務)	(2単位)
企 業 法 務 (雇用関係)	(2単位)
企 業 法 務 (契約実務)	(2単位)
企 業 法 務 (特許戦略)	(2単位)
企 業 法 務 (意匠・商標および外国知的財産戦略)	(2単位)
税 法	(2単位)

倒産法務（破産）	(2単位)
倒産法務（民事再生）	(2単位)
民事執行・保全法	(2単位)
不動産法務	(2単位)
経済法	(2単位)
国際取引法	(2単位)
知的財産権法A	(2単位)
知的財産権法B	(2単位)
保険法	(2単位)
環境法	(2単位)
地方自治法	(2単位)

別表第7の1 法務研究科における法学既修者の単位認定科目（第57条第1号関係）

憲法（統治）	(2単位)
憲法（人権）	(2単位)
民法（契約法）	(4単位)
民法（物権法）	(2単位)
民法（担保法）	(2単位)
民法（不法行為法）	(2単位)
民法（家族法）	(2単位)
商法（会社法）	(4単位)
商法（商取引法）	(2単位)
刑法 I	(4単位)
法律基本科目（選択必修）	(4単位)

別表第7の2 法務研究科における法律基本科目必修科目（第57条第2号関係）

憲法（統治）	(2単位)
憲法（人権）	(2単位)
憲法（憲法訴訟）	(2単位)
行政法	(2単位)
憲法演習	(2単位)
行政法演習	(2単位)
民法（契約法）	(4単位)
民法（物権法）	(2単位)
民法（担保法）	(2単位)
民法（不法行為法）	(2単位)
民法（家族法）	(2単位)
商法（会社法）	(4単位)
商法（商取引法）	(2単位)
民事訴訟法 I	(2単位)
民事訴訟法 II	(2単位)
民法演習 I	(2単位)

民法演習Ⅱ	(2単位)
商法演習	(2単位)
民事訴訟法演習	(2単位)
刑法Ⅰ	(4単位)
刑法Ⅱ	(2単位)
刑事訴訟法Ⅰ	(2単位)
刑事訴訟法Ⅱ	(2単位)
刑法演習	(2単位)
刑事訴訟法演習	(2単位)

別表第8 理工学研究科システム数理専攻博士前期課程における授業科目ならびにその単位数（第58条関係）

[研究科共通科目]

科学技術と倫理	(2単位)
科学技術英語	(2単位)

[基礎科目群]

オペレーションズ・リサーチ概論	(2単位)
数理統計学概論	(2単位)
微分方程式研究	(2単位)

[専攻科目]

最適化モデル研究	(2単位)
空間解析研究	(2単位)
多変量解析研究	(2単位)
統計学研究	(2単位)
データ解析研究	(2単位)
最適化手法研究	(2単位)

[研究指導科目]

研究指導ⅠA	(1単位)
研究指導ⅠB	(1単位)
研究指導ⅠC	(1単位)
研究指導ⅠD	(1単位)
研究指導Ⅱ	(1単位)
研究指導Ⅲ	(1単位)
研究指導Ⅳ	(1単位)
研究指導Ⅴ	(1単位)

別表第8の1 理工学研究科ソフトウェア工学専攻博士前期課程における授業科目ならびにその単位数（第58条関係）

[研究科共通科目]

科学技術と倫理	(2単位)
科学技術英語	(2単位)

[基礎科目群]

ソフトウェア工学概論	(2単位)
情報科学概論	(2単位)
アルゴリズム研究	(2単位)

[専攻科目]

数理論理学研究	(2単位)
ソフトウェアアーキテクチャ	(2単位)
ソフトウェア要求工学	(2単位)
ソフトウェア構築と保守	(2単位)
正当性検証と妥当性確認	(2単位)
組込みシステム工学研究	(2単位)
ソフトウェア生産管理研究	(2単位)

[研究指導科目]

研究指導 I A	(1単位)
研究指導 I B	(1単位)
研究指導 I C	(1単位)
研究指導 I D	(1単位)
研究指導 II	(1単位)
研究指導 III	(1単位)
研究指導 IV	(1単位)
研究指導 V	(1単位)

別表第8の2 理工学研究科機械電子制御工学専攻博士前期課程における授業科目ならびにその単位数（第58条関係）

[研究科共通科目]

科学技術と倫理	(2単位)
科学技術英語	(2単位)

[基礎科目群]

システム工学概論	(2単位)
通信工学概論	(2単位)
計算数理研究	(2単位)

[専攻科目]

通信プロトコル研究	(2単位)
電子工学研究	(2単位)
ネットワーク設計研究	(2単位)
機械工学研究	(2単位)
データベース研究	(2単位)
制御論研究	(2単位)
メカトロニクス研究	(2単位)

[研究指導科目]

研	究	指	導	I	A	(1単位)
研	究	指	導	I	B	(1単位)
研	究	指	導	I	C	(1単位)
研	究	指	導	I	D	(1単位)
研	究	指	導	II		(1単位)
研	究	指	導	III		(1単位)
研	究	指	導	IV		(1単位)
研	究	指	導	V		(1単位)

別 表 第8の2の1 理工学研究科システム数理専攻博士後期課程における授業科目ならびにその単位数（第58条の2関係）

[学際共通科目]

ソ	フ	ト	ウ	ェ	ア	解	析	特	論	(2単位)
最	適	化	法	特	論					(2単位)

[専攻科目]

オ	ペ	レ	ー	シ	ョ	ン	ズ	・	リ	サ	ー	チ	(2単位)
統	計	科	学										(2単位)
微	分	方	程	式	特	論							(2単位)

[研究指導科目]

研	究	指	導	I	A	(1単位)
研	究	指	導	I	B	(1単位)
研	究	指	導	I	C	(1単位)
研	究	指	導	I	D	(1単位)
研	究	指	導	II	A	(1単位)
研	究	指	導	II	B	(1単位)
研	究	指	導	II	C	(1単位)
研	究	指	導	II	D	(1単位)
研	究	指	導	III		(1単位)
研	究	指	導	IV		(1単位)
研	究	指	導	V		(1単位)
研	究	指	導	VI		(1単位)

別 表 第8の2の2 理工学研究科ソフトウェア工学専攻博士後期課程における授業科目ならびにその単位数（第58条の2関係）

[学際共通科目]

ソ	フ	ト	ウ	ェ	ア	解	析	特	論	(2単位)
デ	ー	タ	ベ	ー	ス	工	学	特	論	(2単位)

[専攻科目]

ソ	フ	ト	ウ	ェ	ア	工	学	特	論	(2単位)			
ソ	フ	ト	ウ	ェ	ア	アー	キ	テ	ク	チャ	特	論	(2単位)
数	理	論	理	学	特	論							(2単位)

[研究指導科目]

第1部 大学院学則

研	究	指	導	I	A	(1単位)
研	究	指	導	I	B	(1単位)
研	究	指	導	I	C	(1単位)
研	究	指	導	I	D	(1単位)
研	究	指	導	II	A	(1単位)
研	究	指	導	II	B	(1単位)
研	究	指	導	II	C	(1単位)
研	究	指	導	II	D	(1単位)
研	究	指	導	III		(1単位)
研	究	指	導	IV		(1単位)
研	究	指	導	V		(1単位)
研	究	指	導	VI		(1単位)

別 表 第8の2の3 理工学研究科機械電子制御工学専攻博士後期課程における授業科目ならびにその単位数（第58条の2関係）

[学際共通科目]

最	適	化	法	特	論	(2単位)				
デ	ー	タ	ベ	ー	ス	工	学	特	論	(2単位)

[専攻科目]

機	械	制	御	工	学	特	論	(2単位)
通	信	制	御	工	学	特	論	(2単位)
数	値	解	析	特	論	(2単位)		

[研究指導科目]

研	究	指	導	I	A	(1単位)
研	究	指	導	I	B	(1単位)
研	究	指	導	I	C	(1単位)
研	究	指	導	I	D	(1単位)
研	究	指	導	II	A	(1単位)
研	究	指	導	II	B	(1単位)
研	究	指	導	II	C	(1単位)
研	究	指	導	II	D	(1単位)
研	究	指	導	III		(1単位)
研	究	指	導	IV		(1単位)
研	究	指	導	V		(1単位)
研	究	指	導	VI		(1単位)

別 表 第8の3 社会科学研究科経済学専攻博士前期課程における授業科目ならびにその単位数（第61条の2関係）

[研究科選択必修共通科目]

社	会	科	学	研	究	（	経	済	学	研	究	概	論	）	(2単位)		
社	会	科	学	研	究	（	経	営	学	研	究	概	論	）	(2単位)		
社	会	科	学	研	究	（	総	合	政	策	学	研	究	概	論	）	(2単位)

[研究科選択共通科目]

国際政治経済研究	(2単位)
マクロ経済学	(2単位)
経営労務論	(2単位)
国際組織研究	(2単位)
ミクロ経済学	(2単位)
会計学	(2単位)

[専攻科目]

開発経済学	(2単位)
経済社会学研究	(2単位)
経済分析のための数学	(2単位)
理論経済学	(2単位)
計量経済分析	(2単位)
経済統計の実際	(2単位)
データ解析論	(2単位)
経済統計論	(2単位)
財政学	(2単位)
金融論	(2単位)
労働経済学	(2単位)
社会保障研究	(2単位)
消費社会論	(2単位)
日本・アジア経済関係論	(2単位)
労働政策論	(2単位)
年金改革論	(2単位)
国際経済学	(2単位)
国際金融論	(2単位)
国際経済政策論	(2単位)
日本経済史研究	(2単位)
租税法研究	(2単位)
法人税法研究	(2単位)
所得税法研究	(2単位)

[研究指導科目]

研究指導 I A	(1単位)
研究指導 I B	(1単位)
研究指導 I C	(1単位)
研究指導 I D	(1単位)
研究指導 II A	(1単位)
研究指導 II B	(1単位)
研究指導 II C	(1単位)
研究指導 II D	(1単位)
特別研究指導 A	(1単位)

特別研究指導 B	(1単位)
特別研究指導 C	(1単位)
特別研究指導 D	(1単位)

別表 第8の4 社会科学研究科経営学専攻博士前期課程における授業科目ならびにその単位数（第61条の2関係）

[研究科選択必修共通科目]

社会科学研究（経済学研究概論）	(2単位)
社会科学研究（経営学研究概論）	(2単位)
社会科学研究（総合政策学研究概論）	(2単位)

[研究科選択共通科目]

国際政治経済研究	(2単位)
マクロ経済学	(2単位)
経営労務論	(2単位)
国際組織研究	(2単位)
ミクロ経済学	(2単位)
会計学	(2単位)

[専攻科目]

統計学	(2単位)
経営数学	(2単位)
資源と環境の経済学	(2単位)
環境の経済評価	(2単位)
企業と法の経済学	(2単位)
Business English	(2単位)
日本経営論	(2単位)
経営史	(2単位)
財務会計論	(2単位)
会計監査論	(2単位)
国際会計論	(2単位)
連結会計論	(2単位)
管理会計論	(2単位)
原価管理論	(2単位)
経営管理論	(2単位)
経営戦略論	(2単位)
オペレーションズ・リサーチ	(2単位)
マーケティング論 A	(2単位)
マーケティング論 B	(2単位)
マーケティング・リサーチ	(2単位)
流通システム論	(2単位)
Corporate Finance A	(2単位)
Corporate Finance B	(2単位)

ファイナンス論	A	(2単位)
ファイナンス論	B	(2単位)
投資論		(2単位)
経営組織論	A	(2単位)
経営組織論	B	(2単位)
産業・組織心理学		(2単位)
[研究指導科目]		
研究指導	I A	(1単位)
研究指導	I B	(1単位)
研究指導	I C	(1単位)
研究指導	I D	(1単位)
研究指導	II A	(1単位)
研究指導	II B	(1単位)
研究指導	II C	(1単位)
研究指導	II D	(1単位)

別表第8の5 社会科学研究科総合政策学専攻博士前期課程における授業科目ならびにその単位数（第61条の2関係）

[研究科選択必修共通科目]		
社会科学研究（経済学研究概論）		(2単位)
社会科学研究（経営学研究概論）		(2単位)
社会科学研究（総合政策学研究概論）		(2単位)
[研究科選択共通科目]		
国際政治経済研究		(2単位)
マクロ経済学		(2単位)
経営労務論		(2単位)
国際組織研究		(2単位)
ミクロ経済学		(2単位)
会計学		(2単位)
[専攻科目]		
総合政策の課題と方法		(2単位)
西洋文明史研究		(2単位)
東洋文明史研究		(2単位)
異文化間コミュニケーション論		(2単位)
グローバル・ガバナンス研究		(2単位)
民族紛争研究		(2単位)
国際援助政策研究		(2単位)
アジア政策研究		(2単位)
国際経済研究		(2単位)
開発経済政策研究		(2単位)
行政機構研究		(2単位)

第1部 大学院学則

社会福祉行政研究	(2単位)
地方財政研究	(2単位)
比較産業社会研究	(2単位)
公会計制度研究	(2単位)
経営管理研究	(2単位)
雇用政策研究	(2単位)
地球環境システム研究	(2単位)
環境経済研究	(2単位)
環境政策評価研究	(2単位)
環境社会心理研究	(2単位)
生態系保全研究	(2単位)

[研究指導科目]

研究指導 I A	(1単位)
研究指導 I B	(1単位)
研究指導 I C	(1単位)
研究指導 I D	(1単位)
研究指導 II A	(1単位)
研究指導 II B	(1単位)
研究指導 II C	(1単位)
研究指導 II D	(1単位)

別表第8の6 社会科学研究科経済学専攻博士後期課程における授業科目ならびにその単位数（第61条の7関係）

[学際共通科目]

社会科学研究特論	(2単位)
----------	-------

[専攻科目]

経済学特殊研究（理論経済学）	(2単位)
経済学特殊研究（実証経済学）	(2単位)
経済学特殊研究（国際経済学）	(2単位)
経済学特殊研究（経済政策）	(2単位)
経済学特殊研究（地域経済社会論）	(2単位)

[研究指導科目]

研究指導 I	(2単位)
研究指導 II	(2単位)
研究指導 III	(2単位)
研究指導 IV	(2単位)
研究指導 V	(2単位)
研究指導 VI	(2単位)

別表第8の7 社会科学研究科経営学専攻博士後期課程における授業科目ならびにその単位数（第61条の8関係）

[学際共通科目]

社 会 科 学 研 究 特 論	(2単位)
-----------------	-------

[専攻科目]

経営学特殊研究（企業経営研究）	(2単位)
-----------------	-------

経営学特殊研究（マーケティング研究）	(2単位)
--------------------	-------

経営学特殊研究（会計研究）	(2単位)
---------------	-------

経営学特殊研究（ファイナンス研究）	(2単位)
-------------------	-------

経営学特殊研究（オペレーションズ・マネジメント研究）	(2単位)
----------------------------	-------

[研究指導科目]

研 究 指 導 I	(2単位)
-----------	-------

研 究 指 導 II	(2単位)
------------	-------

研 究 指 導 III	(2単位)
-------------	-------

研 究 指 導 IV	(2単位)
------------	-------

研 究 指 導 V	(2単位)
-----------	-------

研 究 指 導 VI	(2単位)
------------	-------

別 表 第 8 の 8 社会科学研究所総合政策学専攻博士後期課程における授業科目ならび
にその単位数（第61条の9関係）

[学際共通科目]

社 会 科 学 研 究 特 論	(2単位)
-----------------	-------

[専攻科目]

総合政策特殊研究（地域研究）	(2単位)
----------------	-------

総合政策特殊研究（文明研究）	(2単位)
----------------	-------

総合政策特殊研究（公共政策研究）	(2単位)
------------------	-------

総合政策特殊研究（国際組織研究）	(2単位)
------------------	-------

総合政策特殊研究（国際経済研究）	(2単位)
------------------	-------

総合政策特殊研究（環境政策研究）	(2単位)
------------------	-------

[研究指導科目]

研 究 指 導 I	(2単位)
-----------	-------

研 究 指 導 II	(2単位)
------------	-------

研 究 指 導 III	(2単位)
-------------	-------

研 究 指 導 IV	(2単位)
------------	-------

研 究 指 導 V	(2単位)
-----------	-------

研 究 指 導 VI	(2単位)
------------	-------

別表第9 入学金、授業料その他の納入金（第105条関係）

対象年度 入学者	区分	納入金 種別	人間文化研究科 国際地域文化研究科 ビジネス研究科 社会科学研究科 (年額)円	理工学研究科 (年額)円	法務研究科 (年額)円
2010年度 から 2017年度 まで	一般	授業料 施設設備費	574,000 105,000	654,000 105,000	1,000,000 200,000
2018年度	一般	入学金 授業料 施設設備費	300,000 574,000 105,000	300,000 654,000 105,000	300,000 1,000,000 200,000
	科目等 履修生	登録料 履修料 検定料	10,000 ^{*1} 57,400 ^{*2} 5,000 ^{*3}	10,000 ^{*1} 65,400 ^{*2} 5,000 ^{*3}	
	研修生	研修料 検定料	57,400 5,000	65,400 5,000	

1. 入学検定料は30,000円とする。ただし、次のものを除く。

種別	金額
推薦入学審査	15,000円
飛び級入学審査	
他専攻推薦入学審査	
南山大学外国人留学生別科留学生推薦入学審査	
国内在住外国人入学審査	
国外在住者入学審査	12,000円
法務研究科入学審査	5,000円

2. 博士前期課程または修士課程において第69条により1年で修了する者、および社会科学研究科経済学専攻博士前期課程において、社会人1年コースを希望して入学した者の初年度授業料は表中の金額の1.5倍とする。ただし、1年で修了しない場合の2年目の授業料は表中の金額の0.5倍とする。

3. 本学大学院の他研究科に1年以上在籍して修了せず、引き続き第69条により1年で修了する者または社会人1年コースに新たに入学する者の授業料は表中の金額のとおりとする。

4. 経済事情の変動により上記の入学金、授業料その他の納入金は変更することがある。

① 登録料(*1)および検定料(*3)は学期の徴収額。ただし、通年科目は年額とする。なお、通年科目および集中講義科目については、学期開講科目と同時に受講手続をする場合は、検定料および登録料を重ねて徴収しない。

② 履修料(*2)は、1科目4単位の額。2単位科目については半額とする。

別表第10 教職に関する科目（第113条関係）

教 育 学 研 究 A	(2単位)
教 育 学 研 究 B	(2単位)
教 育 学 研 究 C	(2単位)
教 育 心 理 学 研 究 A	(2単位)
教 育 心 理 学 研 究 B	(2単位)
教 育 心 理 学 研 究 C	(2単位)

授 業 研 究 (宗 教)	(2単位)
授 業 研 究 (社 会 ・ 公 民)	(2単位)
授 業 研 究 (英 語)	(2単位)
授 業 研 究 (ス ペ イ ン 語)	(2単位)
授 業 研 究 (中 国 語)	(2単位)
授 業 研 究 (国 語)	(2単位)
授 業 研 究 (商 業)	(2単位)
授 業 研 究 A (数 学)	(2単位)
授 業 研 究 B (数 学)	(2単位)

別 表 第11 教育職員免許状授与の所要資格を得させるための課程を置く研究科・専攻ならびに認定を受けた免許状の種類 (第113条関係)

研究科名	専攻名	認定を受けた免許状の種類	
		中学校教諭専修 免許状の免許教科	高等学校教諭専修 免許状の免許教科
人間文化研究科	キリスト教思想専攻	宗 教	宗 教
	人 類 学 専 攻	社 会	地 理 歴 史
	教育ファシリテーション専攻	社 会	地 理 歴 史 公 民
	言 語 科 学 専 攻	英 語	英 語
国際地域文化研究科	国 際 地 域 文 化 専 攻	英 語 ス ペ イ ン 語 中 国 語 社 会	英 語 ス ペ イ ン 語 中 国 語 地 理 歴 史 公 民
社会科学研究科	経 済 学 専 攻	社 会	公 民
	経 営 学 専 攻		商 業
	総 合 政 策 学 専 攻	社 会	地 理 歴 史 公 民
理工学研究科	シ ス テ ム 数 理 専 攻	数 学	数 学
	ソ フ ト ウ ェ ア 工 学 専 攻		情 報